

## 教育警務委員会会議録

I 日 時 令和7年6月25日（水）

午前9時58分開会

午後0時17分閉会

II 場 所 第4委員会室

III 出席委員

委員 長	瀬川 侑希
副委員 長	立村 好司
委 員	佐藤 則寿
”	尾山 謙二郎
”	鍋嶋 慎一郎
”	大門 良輔
”	永森 直人
”	鹿熊 正一

IV 出席説明者

教育委員会

教育長 廣島 伸一

理事・教育次長 小杉 健

教育次長・教育みらい室長

中崎 健志

教育次長 板倉由美子

教育企画課長 森安 祐成

教育企画課課長（ICT教育推進担当）

五十嵐佳美

教育みらい室小中学校課長

木下 貴子

教育参事（教育みらい室県立高校課長）

土肥 恵一

教育参事（教育みらい室特別支援教育課長）

魚津 直美

教育みらい室 県立高校改革推進課長

丸田 祐一

教育みらい室 課長（児童生徒支援担当）

岡本 一善

教育みらい室 課長（夜間中学設置準備担当）

岩田理恵子

生涯学習・文化財課長

前川 秋人

生涯学習・文化財課 課長（青少年・家庭成人教育担当）

河原 千里

教職員課長

安川 賢一

保健体育課長・課長（派遣スポーツ主事担当）

五島 直樹

保健体育課 課長（食育安全担当）

松嶋 保子

公安委員会

公安委員

竹内登美子

警察本部長

高木 正人

警務部長

伴野 康和

生活安全部長

古川 秀治

地域部長

福山 大

刑事部長

橋森 俊広

交通部長

井上 数也

警備部長

青野 秀夫

警務部参事官・首席監察官

渡部 高史

警務部首席参事官・警務課長

水名 健

警務部参事官・会計課長

**V 会議に付した事件**

- 1 6月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について
- 4 教育警務行政当面の諸問題について
- 5 行政視察について

**VI 議事の経過概要**

**1 6月定例会付託案件の審査**

**(1) 説明事項**

瀬川委員長 本定例会において、本委員会に付託された諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、議案付託表のとおりであります。

追加提案された案件について、当局から説明をお願いします。

広島教育長

- ・令和7年度富山県一般会計補正予算（教育費）について

**(2) 質疑・応答**

瀬川委員長 これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようでありますので、質疑なしと認めます。

**(3) 討論**

瀬川委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか——ないようでありますので、討論なしと認めます。

**(4) 採決**

瀬川委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託された諸案件のうち、まず、議案第85号

令和7年度富山県一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会所管分外4件及び報告第3号地方自治法第179条による専決処分の件のうち本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**瀬川委員長** 挙手全員です。

よって、議案第85号外4件及び報告第3号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

## 2 請願・陳情の審査

**瀬川委員長** 次に、請願・陳情の審査に入ります。請願は付託されておりませんので、御了承願います。

陳情は3件付託されておりますので、当局から順次説明をお願いします。

**森安教育企画課長** 私からは陳情27号－2「学校園における新型コロナウイルス感染症対策の強化・常設化に関する陳情」のうち、項目2－2、空気清浄機の設置と継続的な維持管理の実施について説明いたします。

県立学校におきます空気清浄機の設置等につきましては、これまでも迅速かつ柔軟に感染症対策を行うことができますよう、学校裁量の予算措置により各学校がその実情を踏まえて、必要に応じて設置してきたところでございます。引き続き各学校において必要な対策を取れるよう、学校裁量予算の確保に努めてまいります。

**松嶋保健体育課課長** 私からは陳情第27号－2「学校園における新型コロナウイルス感染症対策の強化・常設化に関する陳情」のうち、1－2学校園におけるマスク着用の推奨及び教職員のマスク着用義務化、3－2定期的な換気と服装規定の柔軟化について御説明いたします。

マスクの着用については、令和5年2月に、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部から、「マスク着用の

考え方の見直しについて」が発出されております。この中で、着用が効果的な場面の周知、症状がある場合の対応、学校における対応などが示されております。学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすること。引き続きマスクの着用を希望する児童・生徒に対して、適切に配慮すること。地域や学校での感染症状況等に応じて、学校教員がマスクの着用を促すことも考えられるが、児童・生徒や保護者の主体的な判断が尊重されることなどが示されております。

この通知を受けまして、令和5年3月に、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」が文部科学省から発出されておりました。市町村教育委員会をはじめとする教育委員会に対し、国の通知に沿って適切な対応をするよう周知しております。

換気でございますが、5類感染症へ移行した後においても重要とされております。令和4年度に「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」が文部科学省より発出されておりました。市町村教育委員会をはじめとする関係機関に対し、適切な対応を行うよう周知しております。

**井上交通部長** 私からは、陳情第30号－2について回答いたします。

県警察では、県民が安全で安心して暮らせるよう、関係機関、団体との連携を図り、運転者や歩行者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る取組を推進するなど、交通事故防止活動などを行ってまいります。

**丸田県立高校改革推進課長** 私からは、陳情第32号－2「県内どこに住んでいても、学習の機会が保障されるよう、来年度の県立高校募集定員を減らさないことを求める陳情」について説明いたします。

提出者は富山県高等学校教職員組合執行委員長です。陳情の要旨は記載のとおりでございます。項目としては8つございます。それぞれ説明します。

まず、項目の1、来年度の募集定員を減らさないこと。それと少し飛びまして、項目の5、学区間の募集率、そして項目の6、学区間の普通科割合について御説明いたします。令和8年度以降は、公私比率を設定しないこととなったことや、令和8年3月の中学校卒業予定者数が約400人減少する見込みであるなど、大きな状況の変化がございます。このため、今後の学級編制について、新しい考え方で検討する必要もあると考えており、各校の学科ごとに生徒のニーズにより着目する観点や、私立高校には少ない職業系専門学科の学びの場の確保の観点などを踏まえ、現在、検討を進めているところです。

続きまして、項目の2、学級減ではなく、学級定員減での対応、そして項目の3、少人数学級の拡充について御説明いたします。県立高校の1学級当たりの人数は、国の法律で40人とされていることを踏まえ、1学級の定員は、40人を標準としてきたところです。一方で、少人数学級については、学科などの特性を踏まえ、職業系専門学科の一部で取り入れるとともに、令和6年度と7年度の学級編制では、普通科の一部を定員減で対応したところです。少人数学級の導入につきましては、まずは国による定数改善が必要であると考えており、引き続き国に対し要望してまいりたいと考えております。また、来年度の募集定員については、現在、検討を進めているところです。

続きまして、項目の4、南砺平高校の全国募集につきまして、今年度の実績を踏まえ、今後とも南砺市と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。来年度の募集定員については、現在、検討しているところです。

項目の7及び8につきましては、経営管理部所管ですので、担当課にお伝えしてまいります。

**瀬川委員長** ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等はありませんか。——ないようですので、これで陳情の審査を終わります。

### 3 閉会中継続審査事件の申し出について

**瀬川委員長** 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、資料の申し出案のとおり、議長に申し出たいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**瀬川委員長** 御異議なしと認めます。

よって、申し出案のとおり、議長に申し出ることと決定しました。

### 4 教育警務行政当面の諸問題について

#### (1) 報告事項

資料配布のみ

警務部

- ・令和7年度警察官（第1回）採用試験の申込状況

地域部

- ・夏山警備体制の強化

交通部

- ・夏の交通安全県民運動の実施

#### (2) 質疑・応答

佐藤委員

- ・フリースクール等の支援体制について
- ・スクールロイヤーの活用状況について

尾山委員

- ・教員の成り手を増やす取組について

鍋嶋委員

- ・県内における最近の詐欺被害状況とその対策について
- ・警察署統合後の旧署庁舎の活用方法と規模について

大門委員

- ・キャリア教育について

永森委員

- ・学校給食について
- ・大規模校の設置方針について
- ・オンラインカジノについて

鹿熊委員

- ・中学校の部活動改革について

立村委員

- ・教育大綱について
- ・交通事故防止対策について

**瀬川委員長** それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

**佐藤委員** 2項目で4点について伺いたいと思います。

初めの質問です。フリースクール等の支援体制について伺います。昨年度、県内の民間団体が運営するフリースクールを利用した小・中学生が、少なくとも428人に上り、市町が運営する教育支援センター——いわゆる適応指導教室の利用人数が1.7倍程度に上がったことが分かったという報道がございました。

そこでまず、フリースクールの利用人数と推移について、市町の教育支援センターの利用状況と併せて、岡本教育みらい室課長にお聞きします。

**岡本教育みらい室課長** 県内の公立小・中、義務教育学校に確認しましたところ、各学校で把握している長期欠席者のうち、フリースクールなど、民間施設に通所した児童・生

徒の実人数については、令和4年度から令和6年度の順に50名、108名、305名となっております。

また、市町の教育支援センターを利用した児童・生徒の実人数については、令和4年度から令和6年度まで順に、253名、340名、440名となっております。

委員から御指摘のありました報道にあるフリースクールなど、民間施設を利用した児童・生徒428人というのは、1人の児童・生徒が複数のフリースクールを利用している場合、それぞれがカウントされる延べ人数であると聞いております。また、長期欠席者ではないが、下校後にフリースクールを利用する児童・生徒も含まれており、学校が把握する長期欠席児童・生徒の学校外施設での活動人数との乖離が生じているものと考えられます。

**佐藤委員** いずれにしましても、年々利用人数は増加しており、選べる環境は大事だと思いますので、そういった一人一人の個性に合わせた選択ができるようになったことも、一つの評価の数字だと思っております。

それで、県内では適応指導教室は15か所あると伺っておりますので、そういったところも併せて、小・中学生の利用が増えているということでもあります。

教育委員会では、令和6年度の新規事業として、フリースクールに通う児童・生徒の保護者に、利用料の2分の1を補助する事業——フリースクール等通所児童・生徒支援事業が開始され、今年度も実施しております。今年度、厚生部において、フリースクールの運営団体への財政支援の必要性を調査していると承知しております。そこで、その結果を念頭に置いて、今後、厚生部とも連携した支援も必要になってくるのではないかと考えますけれども、岡本みらい室課長の所見を伺います。

**岡本教育みらい室課長** 今ほど委員からお話がありました今

年度、厚生部が行っておりますフリースクール等の運営実態調査については、現在、県内の各フリースクール等へのヒアリングとアンケート調査を進めている段階でありまして、その結果がまとまるのは9月頃になると聞いております。

調査項目の中には、施設の活動内容や運営、経営規模を問うもののほか、施設と学校との連携や、利用者の利用実態を問うものもあります。一方、先ほど委員からもご紹介がありましたフリースクール等の民間施設に通所する児童・生徒を持つ家庭への支援は今年度も県教育委員会が行っており、フリースクール等を利用する家庭に対する周知や、施設と学校との連携に取り組んでいるところであります。

今後、厚生部の調査結果から、利用者の利用実態等を分析の上、フリースクール及びこれを利用する家庭への支援の充実など、学校外の学びや居場所の確保について、どのような対応が可能か、厚生部と連携して検討してまいりたいと考えております。

**佐藤委員** 民間施設を多くの子供が利用していることも、先ほどの結果のとおりですし、今、課長から力強い答弁もありました。いずれにしても、適応指導教室を併せてですけれども、利用者数が増えてきているというものの、こういった特に民間施設があるということの周知がまだちょっと不足しているのではないかという声も、私には聞こえてきますので、今後、さらに行政として連携も取りながら、最大限新たな施策を検討していただければと強く願いますので、よろしく願いいたします。

引き続き2項目めの質問に移らせていただきます。スクールロイヤーの活用状況についてです。言うまでもなく、スクールロイヤーとは、いじめなど学校現場で起きた問題

に対して、法律の専門家としてアドバイスをを行う弁護士になります。いじめや事故のほか、保護者への対応などについて、法的な立場から学校に助言するものでありまして、教員の負担を減らし、トラブルの早期解決にもつなげられると、注目しているところです。期待もしてきたところです。

そこでまず、これまでの取組内容と相談件数の推移について、岡本課長に所見を伺います。

**岡本教育みらい室課長** スクールロイヤーの活用状況について、相談件数の推移、取組内容と併せてお答えいたします。

令和2年度から、県内の公立小・中学校、特別支援学校及び義務教育学校並びに県立学校において発生した生徒指導上の諸課題について、弁護士による適切な公的助言を受けることで、学校運営の安定を図ることを目的として、スクールロイヤーを派遣する事業を実施しております。

具体的には、学校の求めに応じて、学校における重大ないじめ、困難な保護者対応、深刻な問題行動、学校事故、リスクの高い児童虐待事案、危機管理的対応が求められる課題などに、学校が初期の段階で深刻な事案にならないように対応していただいているところです。

これまでの過去5年間の相談件数については、令和2年度から順に12件、14件、28件、22件、12件と推移しております。本制度を利用した多くの学校からは、抱えている課題の対応に係る負担感が大いに軽減されたとの回答を得ているほか、法的側面からの助言をもとに、対応について見通しを持つことができた等の回答も得ているところでもあります。

県教育委員会としては、まずは学校が初期の段階で深刻な事案にならないように対応することが最も大切だと考えており、本制度が学校の負担を減らし、トラブルの早期解

決につながる制度であると考えております。

**佐藤委員** 重ねての質問になり恐縮ですけれども、文部科学省がスクールロイヤーの活用を促してきた経緯もありまして、県のこういった制度を、各市町村、学校で、今の課長のお話のとおり、皆さん大変有効に利用されているということで、改めてこのスクールロイヤーの活用に当たって、現状の課題と今後の取組について、岡本課長に伺います。

**岡本教育みらい室課長** 令和5年度の文部科学省の調査によりますと、いじめ重大事態の件数が増加するなど、本件の生徒指導上の課題において、その解消に向けて長期化する事案が増加している状況にあります。

県教育委員会では、これまで学校に対して、あらゆる機会を通して困難な事案を抱えている場合には、積極的に県教育委員会に相談するよう周知しております。法的助言が必要な場合には、県教育委員会が窓口となって弁護士会と調整することで、できるだけ早期に弁護士を派遣し、問題解決につながるよう取り組んでいるところであります。

先ほどもお答えしましたが、本制度を利用した多くの学校からは、抱えている課題の対応に係る負担感が、大いに軽減された、法的側面からの助言をもとに、対応について見通しを持つことができたとの回答の得ております。

今後、活用の具体的な事例や事案の初期段階における本制度の有効性も改めて広く学校へ周知に努めるなど、さらなる本制度の活用につなげてまいりたいと考えております。

**佐藤委員** 答弁にありましたとおり、ただ、子供たちや保護者と向かい合う、対抗するというのではなくて、学校現場でスクールカウンセラーや、何よりもスクールソーシャルワーカーなど福祉的な支援を総合的にサポートする方もいます。もちろん皆さんが一番よく御存じだと思いますけれども、もっといろいろな法律の専門家を通して、子供た

ちが今後生き抜くための知識を学ぶためにも必要な制度ではないかと思いましたが、スクールロイヤーの配置もさらに進むことを願って、私の質問を終わります。

**尾山委員** 人は欲を持つことによっておのれを殺し、財産を残すことによって子孫を殺すと。政治を間違えることによって民を殺し、教育、学問をたがえることによって、天下、国家を殺すと。これは漢の時代にいた崔子玉という方が残した言葉であります。今、ちょうど戦後80年、国家、それを支える教育の根幹が大きな曲がり角に向かっています。

その中において、教育行政も大事なのですが、実務の根幹の思想の部分も同時にいろいろなことに取り組んでいかなければならないと思っております。歴史の教科書同様、直球で今日は質問をさせていただきますので、どうかしっかりと受け止めていただければと思っております。

今日は教員の成り手を増やす取組について、ひとつ質問をさせていただきます。教員の成り手不足が深刻であります。働き方改革の推進や公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の見直しなど、雇用環境の整備を現場の現状に合わせて進めていくことが求められます。他方、教員はやりがいのある仕事であると感じてもらい環境づくりも同時に進めなければなりません。

私が御縁のあった教職の方々には、決まって教職に就かれた理由をこう答えられます。子供の頃に出会った先生がすばらしい方々だったと。それに感化されたのだと。決まってこうお答えになります。先生という聖職なたたずまいに感化された子供たちが、将来の職業の選択肢に先生を意識する。言わば正の循環、これをしっかりつくっていくことが必要なのではないのでしょうか。

学校は公私を問わず、この国の未来を担う人材を輩出する極めて公に資する崇高な目的を持った、言わば社会の公

器であります。したがって、生徒と先生の関係は決してお客様とサービス提供者のようなものではありません。生徒と先生、もっと言うと、生徒の保護者と学校の間には信頼関係が生まれ、目的を同じくする。その心のつながりの上に初めて成り立つものであると言えるでしょう。同時に学校が担う大切な目的の一つに、共同生活におけるルールの在り方を学ぶことがあります。社会を構成する様々な組織には、必ず独自のルールがあります。そのルールの中で、それぞれが最適解を求め、一生懸命に取り組んでいく。もしそのルールを守れなければ所属する組織を出ていかななくてはなりません。社会はそのような仕組みであるということ、身をもって知ることができるのが学校現場であります。

私は長い間、PTAの活動に携わらせていただきました。その中において、今、保護者がどのような心持ちで子供を学校に預けているのかという実態を現場で見えてまいりました。最近では学校の持つ目的と、相互に信頼関係が必要という大前提を明らかに理解できていない、そう見受けられる保護者の方が増えてまいりました。中には中学校の入学式等で、校長先生や教頭先生が気を遣い、一生懸命話をされているにもかかわらず、腕を組んだり、足組みをしたり、踏ん返り返ったり、目をつぶったり、まるで総会屋さながらのたたずまいの保護者の方々が増えてきました。

自分の大切な子供を預かっていただく、お世話になる、そういった気持ちが一切見受けられず、信頼関係やルールから程遠いものであります。まさに異様としか表現できない、それが今の教育の現場の実態であると感じております。

そのような保護者が増える中で、学校の先生が安心して、子供たちに全力で向き合える環境かと言われると、私はそうではないと感じております。先生が学校において、付度

なく子供に向き合える環境を組織を挙げてつくっていかなければならないのではないのでしょうか。

そこで、県教育委員会で学校運営に関する基本的な方針なるものをつくり、入学式で保護者に対して読み上げ、理解してもらうことに取り組まれてはいかがでしょうか。一つ案としてつくらせていただいたので、朗読をさせていただきます。

学校は教育を通して人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を行う公的な場所である。人格や必要な資質を担うことを目的とし、学校長以下教員は、全力で生徒と向き合う覚悟である。一方、所期の目的達成のためには、生徒はもちろんのこと保護者と学校の間には揺るぎない信頼関係の構築が求められる。加えて、規範意識の育成は、目的達成のためには必須であると考えられる。したがって、信頼関係の構築並びに規範意識の育成に取り組む基本運営方針に、保護者各位の格段の理解を求めるものである。万が一、生徒及び保護者が基本運営方針から大きく逸脱をする事態が発生した場合、事態改善に向けて学校側は最大限の努力で取り組むものとする。ただし、その結果として事態の改善が見込めないと学校長が判断した場合は、基本運営方針に従う意思がないものと判断し、学校における治安維持の観点から、生徒及び保護者に対し、当該学校以外の様々な選択肢を示し、選択を求めるものである。保護者各位におかれては、基本運営方針の趣旨を十分理解いただき、生徒の健全な成長に共に寄与していただくことをお願いするものである。

このような内容のものを、ぜひ県教育委員会でおつくりになり、入学式で校長先生に読み上げていただけたらいかがでしょうか。また、これを市町村の教育委員会に広げて

いかれてはいかがでしょうか。教育長に御所見を伺います。

**広島教育長** まずは委員からの学校への本心のエールと受け取らせていただきました。

教員が仕事にやりがいを持ち、子供たちとしっかり向き合える教育環境を整えるには、学校と保護者が信頼関係を構築し、互いに連携、協力していくことが大切でございます。

幾つかこの後、そういった取組の例を御紹介させていただきたいと思っております。

まず、高等学校PTA連合会の取組ですけれども、生徒の高校生活をより充実させるよう、保護者と学校が連携し、大人が認識した上で、生徒のスマホ利用のルールづくりなどを進めるスマート・スマホ運動を実施するなど、多くの保護者が参加する積極的なPTA活動というものがございます。

また、教育委員会では、県PTA連合会などの御協力を得まして、主に小・中学校になりますけれども、学校、家庭、地域等が連携して、保護者が自分の役割や子供との関わりを考える親学び講座を実施し、家庭の教育力の向上に取り組んでおります。この参加者ですけれども、年々増加してきております。ただ、やはり参加されない保護者もおられるということですので、今年度は講座の様子を紹介する動画の作成など、保護者へのPR強化に取り組むほか、多様化する時代に対応した新たな講座内容、プログラムを作成することとしております。

県立高校では、入学前の合格者説明会やPTA総会などの際に、学校生活のしおりなどの資料を用いまして、育成を目指す生徒像、基本的な生活習慣の確立といったものや集団による学校生活における学習上、生徒指導上の約束事などについても、生徒だけではなく、保護者の方にも説明

して、理解していただけるよう努めております。

これは、今、委員から御提案いただいた学校運営に関する基本的な方針の内容も兼ねているのではないかと感じております。御指摘もありました時代の流れに応じたものかもしれませんが、生徒や保護者の皆さんの価値観が多様化して、場面によっては学校での対応の困難性が増しているものもあるのは事実でございます。

こうした事案には今後も管理職が先頭に立って、学校としてチームで対応し、また、PTA役員などのお力もお借りして、教員の働きやすさ、そして働きがいと両立するという観点からも、関係者、関係機関と連携の上、学校と保護者の信頼関係の構築に努めてまいります。

**尾山委員** 時代は変わるのだと、時代なのだという気の利いた言葉を大人は、今、みんな言うのです。でも、変えてはならないものと変えなければならないのがあり、変えてはならないものまで気の利いたようなことで変えていってしまうことが多いのです。だから、根幹の部分は、やはり変えてはならないのです。今、おっしゃった理解を求めるのではなくて——理解というのは、要するに売り買いのお客様だから理解を求めるという仕組みになってしまうので、預かる覚悟と、預ける覚悟と両方なければ成り立たないということではないですか。

今、親御さんの預ける覚悟と言われるものの根っこがだんだんとずれてきてしまっているのです。そこに大きな問題があるので、預ける覚悟を問うことが私は大事だと思っています。

群れと集団とよく言います。群れというのは人が群れている状態です。集団というのはそこにルールと目的があり、初めて集団になるのです。我々人間社会は集団ですし、その一番根幹を教えるのが学校です。そして集団には親方が

います。親方が自分の子分を守るのです。心配するな、や  
ってこいと。目いっぱいやれと。その親方が教育行政の教  
育長です。学校の先生が現場で心配なく子供たちに向き合  
っていけるように、心配するな、俺が守るからやってこい  
と、そういうメッセージが私の考えた方針の背景にありま  
す。

非常に答えにくい話であると思いますので、これ以上答  
弁は求めません。ただこういうことをぜひ考えていってく  
ださい。どれだけ教育行政の中身を詰めたところで、シロ  
アリが食べてしまった土台には、新しい家は積み上がらな  
いのです。また皆さんと共にしっかり土台をつくっていく  
ことに取り組ませていただければと思っております。

**鍋嶋委員** 私からは2項目で4問の質問をさせていただきます。  
最初に、県内における最近の詐欺被害状況とその対策  
についてであります。まず詐欺被害の現状と今後の対策に  
ついてお聞かせください。

令和7年5月末時点で、特殊詐欺及びSNS型投資・ロ  
マンズ詐欺の認知件数は40件、被害総額にして約1億  
9,749万円と高水準で推移しております。特に県内におい  
ては、特殊詐欺が34件、被害額約1億7,564万円であり、  
警察官をかたり、捜査名目で現金をだまし取るなどのオレ  
オレ詐欺が増加していると聞いております。毎日のように  
新聞に出ておりまして、今朝の新聞にもそういった詐欺の  
被害が出ているぐらいであります。この背景にはメッセー  
ジアプリやSNSのビデオ通話を使った巧妙な偽画像の送  
付、国際電話による不正発信の増加、振込型の詐欺、ネッ  
トバンキング利用による被害額の高額化が顕著になってい  
ることが挙げられます。

このようなSNS型投資・ロマンス詐欺においても、非  
常に被害が加速していると感じております。県警における

対策として、治安対策プロジェクトチームの設置、被害ゼロ地区運動、個別訪問、巡回連絡の強化、高校生を対象とした啓発活動、高齢者施設への重点広報など、多面的な施策が展開されております。しかしながら、依然として高水準の被害が続いている現状を踏まえ、最近の詐欺被害の状況と県民のゼロ被害の実現に向けた具体的な施策と今後の見通しについて、古川生活安全部長の所見をお聞かせください。

**古川生活安全部長** 詐欺被害の現況と今後の対策についての質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、本年5月末の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害状況は、件数は40件と前年同期と比べて同数となっており、被害総額が約1億9,749万円と、前年同期と比べて約2,372万円減少しておりますが、依然として深刻な状況が続いていると認識しております。この40件のうち、特殊詐欺被害が34件と全体の約85%、被害額が約1億7,564万円と、全体の約89%を占めておりまして、前年同期と比べて件数は約1.3倍、被害額は約2倍に増加しております。

これらの犯行に利用された電話番号の多くが国際電話でありまして、県警察では5月を事業者設置の国際電話不取扱受付センターの周知などを呼びかける強化期間として取組を推進したところ です。

県内で確認された犯行に利用された電話番号のうち、5月中における国際電話からの架電は減少しまして、この取組による一定の成果と考えておりますので、引き続き広く社会に呼びかけてまいる所存です。

また、今後の取組といたしまして、8月からは地域ぐるみで被害未発生を目指す特殊詐欺ゼロ地区運動の実施、さらには関係機関や団体が被害防止に向けて意思統一を図る

富山県民だまされんちゃ官民合同会議の開催などを予定しております。

特殊詐欺は対策が進むにつれて犯罪グループが手口を巧妙に変化させる傾向がございますので、県警察公式アプリとやまポリスを通じて被害防止のためにタイムリーな情報発信を図るなど、あらゆる手段、機会を通じて注意喚起や相談対応を行い、社会全体のディフェンス力向上を図ってまいりたいと考えております。

**鍋嶋委員** ちょうど昨日、私の居住している地区で防犯協会の総会がありました。そこに、警察の署長さんも出席されており、来られている方々に注意喚起するものを配って、ちょっとした講習会をしたのです。タイムリーだなどと思って、そこには令和6年度の全国の被害状況ということで、全国で871億円のSNS型投資詐欺の被害があり、ロマンス詐欺では397億円出ているということが書かれていて、県内においても、令和6年の被害は21億9,000万円で、前年比9億1,000万円の増加とありましたけれども、これを見て、防犯の現状をよく見ている方々でも、初めて聞くような方がたくさんおられました。昨日の夜に、別の会合に行ったとき、これをほかの人たちに話し、大体幾らぐらい、全国または県で被害出ていると思うと聞いたら、大体5,000万円ぐらいかなと、いっても2億円ぐらいかなという感覚でしかないのです。まさか県内で21億円も被害が出ているなんていうことは、誰も思っていない状況でありまして、被害が深刻なことをもっと言っていかなければいけないと感じました。

その防犯協会ですらそういう状況であるので、各市町村にはいろいろな団体があり、学校だったら集会があり、あとは福祉団体であったら敬老会や福寿会があるので、そういった集まりでぜひとも警察の方々には骨が折れますけれ

ども、もっと簡単な講習会でもいいと思うので、ぜひやっ  
てもらいたいと思います。その中で偽警察詐欺のいかにも  
危なそうなチラシなども配って注意喚起をしていくことは、  
本当に大切だと思っております。

今ほど話がありました通り、国際電話からの架電が増え  
てきている中で、それを阻止するために、防犯協会の総会  
でもチラシを皆さんに見せられて、警察で国際電話からの  
電話を止められますということをおっしゃっていただきました。こ  
れは警察だけでできることなのかどうか分からないですけ  
れども、もしこれがほかでもできるのであれば、各市町村  
の役場などでも言っていくことも大事ですし、とにかく周  
知をしていかないことには、止まらないことだと思ってお  
ります。

最近、SNSでの詐欺が多いということであれば、テレ  
ビよりも、新聞よりも、何よりもSNSを見ている方が多  
いのであれば、そこにお金をかけてでも宣伝して、詐欺に  
注意してくれと言っていくことも一つだと思っております。  
またいろいろなアイデアを募ることで、その方々への注  
意喚起にもつながりますし、自分で自分を守らなければい  
けないといった雰囲気をつくっていくことも大事だと思っ  
ております。いろいろアイデアを出さなければいけないで  
すけれども、またよろしくお願いします。

続きまして、次の質問に入ります。詐欺メールについて  
ですけれども、新種の詐欺メールということで、先日プル  
ーフポイント社の調査で、2025年2月時点で、世界で確認  
された新種フィッシングメールのうち80%以上が日本を標  
的としており、その後も増加し続け、4月には83.6%に達  
しているという新聞報道がありました。

従来の詐欺メールは外国語を翻訳する際、間違った言葉  
遣いがあり、見破りやすいものでありましたが、最近では生

成 A I が進歩し、言葉の壁を突破したことで被害に遭う方が増えてきたということでありました。県警察としてどのように認識して対策をしていくのかお聞かせください。

**古川生活安全部長** 新種の詐欺メール対策について、お答えいたします。

委員御指摘の新聞報道につきましては、警察でも承知しております。詐欺メールの手口は生成 A I をはじめとした新たな技術やサービスの提供など、社会情勢の変化に合わせて巧妙化していると感じております。特に最近では、全国的に証券会社をかたるフィッシングメールにより、I D やパスワードを窃取しようとするものなどが確認されているところでもあります。

本年 1 月から 5 月末における県警に寄せられた県内の詐欺メール等に関する相談件数につきましては 74 件と、前年同期と比べまして 3 件の微増ではあるものの、新聞報道での詐欺メールの 8 割以上が日本を標的にしているなどの指摘があることを踏まえると、さらなる詐欺被害の拡大が懸念されるところでございます。

詐欺被害防止のためには、県民の皆様には詐欺の手口等の情報や防止対策について正しく知っていただき、実践していただくことが重要であると考えております。このため、県警察では県民に対し、動画やメールの配信、先ほど委員からも話しがありました講習会の開催等を通じまして、最新の詐欺メールの手口や、メールや S M S に記載されたリンクをクリックしない、迷惑メールブロック機能を活用するなどの被害防止対策について広報啓発活動を実施しているほか、詐欺メールに関する相談を端緒とした捜査を推進しているところです。

引き続き広報啓発活動等の抑止と検挙を両輪とした警察活動を推進し、県民の安全と安心の確保に取り組んでまい

ります。

**鍋嶋委員** 私も質問しながら、本当に恥ずかしいことですが、3月の終わりに、自分で自分のカードの使用履歴をコピーしようと思い、パソコンからカード会社に入りました。そのカード会社の画面でIDとパスワードをいつも入れて、コピーをしているのですけれども、そのときはメールで案内が来ていたので、このメールからいつもの画面に入れると思い、IDやパスワードを入れていくと、これは違いますと出てきました。おかしいと思い、いつもどおりに、いつものパソコン画面からその会社に入っていくと入れたのです。その後、偶然携帯を機種変更したときに、カードの引継ぎをすると、住所確認をさせてくれとカード会社に言われて住所を言うと、この住所は違いますと言われました。名前などはみんな一緒なのに、おかしいと思い、それはどこの住所ですかと聞くと、本当は答えられないのですけれども、東京都の住所ですと言われました。いろいろ聞くと、このカードで家族カードをつくられていますよねと言われて、いや、つくっていませんと。私の息子、鍋嶋キョウタと言うのですけれども、鍋嶋マモルさんでつくられていますよねと言われて、いや、マモルという息子はいませんと言って、調べると、結局、あのときに私が間違えて入れたものが悪用されたと。わざとカード情報を取るためにつくられたメールだったらしいのです。私はそれに全然気づかず、いつもと同じ画面だったので入力してしまいました。悪用に気づいた日がちょうどカードを発送した日であったので、すぐにカードを止めてもらい、自分のカードも再発行するという形で、何も被害はなかったのですけれども、私はたまたまタイミングがよかっただけで、そういう被害にあわれる方は山ほどいるのだらうと思いました。

さっきの話も一緒なのですけれども、こういったことは広報や啓発活動をするしかないと思っているので、また皆さんも、私もいろいろな会う方に啓発をして、被害が出ないようにと思っているので、その点よろしくお願いします。

次の質問に入ります。警察署統合後の旧署庁舎の活用方法と規模についての質疑のうち、魚津署、黒部署、入善署の3署を統合する、仮称であります、新川東警察署についてお伺いします。

魚津警察署と黒部警察署、入善警察署の3つの署が統合する形で、黒部市の国際文化センターコーラレ周辺に建設を予定していると2月議会後に発表されましたが、新警察署庁舎の規模や機能面において、警察官の人員や体制的な規模が変更されることにどのようなメリットがあるのか、伴野警務部長の御所見をお聞かせください。

**伴野警務部長** まず、仮称ではございますけれども、新川東警察署についての質問にお答えいたします。委員御指摘のとおり、新川東警察署につきましては、黒部、入善、魚津の各警察署を再編統合いたしまして、黒部市国際文化センターコーラレ周辺に建設することとしており、現在、関係自治体とも連携をしながら、建設用地の取得に向けた準備を進めているところでございます。

新警察署の規模につきましては、中規模以上の警察署に再編をすることとしており、これによるメリットといたしまして、小規模な警察署の脆弱性を解消することで、事案発生時における警察官の大量投入や、夜間、休日の当直体制の拡充強化をするなど、総合的な治安機能の向上が図られることが期待されております。

また、新警察署につきましては、大規模災害等発生時において警察活動の拠点施設となるため、庁舎の防災機能の強化を図ることとしております。さらに利用者、来庁者の

利便性を向上させるため、プライバシーに配慮した相談室の設置、それからバリアフリー化等を進めてまいりたいと思っております。

県警察といたしましては、今後、想定されます人口減少、少子高齢化が進行する中でも、将来にわたりまして高い治安水準を維持できる強靱な組織体制を構築するため、限られた警察力で県警察の機能を最大限に発揮できるよう再編整備を進めてまいりたいと思っております。

**鍋嶋委員** 新しい庁舎ができた後に、魚津警察署や入善警察署を分庁舎として機能を維持すると聞いております。以前、魚津市議会でも話が出ており、新聞にはどういった規模になるかということも出ていたのですけれども、体制的な規模について、どのようなものになるのか、いま一度教えてほしいということと、また現在の署庁舎をそのまま分庁舎として利用するのか、それとも庁舎の新設またはリフォーム等が必要なのかをお聞かせください。

**伴野警務部長** 委員の御指摘のとおり、警察署の再編後、旧警察署につきましては、分庁舎としてそのまま活用していく予定でございますけれども、まずその規模、体制につきまして、分庁舎の責任者としては、警視または警部の職にある警察官を配置するとともに、治安情勢に応じまして、交番駐在所員とは別に分庁舎に10名から15名程度の警察官と複数のパトカーを配備する予定としているところであります。

また、機能ですけれども、例えば道路使用許可申請や高齢者の方の運転免許証更新、あるいは住民相談など、住民ニーズが高い行政手続の受付などを引き続き行う予定としておりまして、警察署再編後に地域の皆様が不安を感じることはないように、治安の確保や行政サービスの維持に努めてまいりたいと思っております。

また、現在の入善及び魚津警察署の庁舎につきましては、再編後の分庁舎として活用することは想定しておりますけれども、いずれも建物の老朽化が進んでいるため、必要な修繕を適宜行ってまいりつつ、分庁舎としての機能を維持するための方策につきまして、引き続き検討してまいります。

県警察としましては、人口減少社会の到来に加えまして、デジタルトランスフォーメーションの進展なども見据えながら、住民の皆様にとって利便性が高く、地域の安全・安心が確保されるような分庁舎の在り方について、引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。

**鍋嶋委員** 住民の方々から警察署再編の話が出ると、今の警察署から全然人が少なくなり、今までと同じような安全性がなくなるのではないかという声をよく聞く中で、そういった声を聞いたときには、人員は減り、署長さんもいなくなるけれども、ほとんど機能は変わらないということで、住民の方々に伝えればいいのか。

**伴野警務部長** まず、警察署というのが、その自治体から形上なくなってしまうのではありませんけれども、実は再編することによって、中規模警察署が上に来て、エリアが拡大されると考えていただければいいかと思うのです。ですので、現在の警察署に比べると分庁舎の規模は確かに小さくなるのですけれども、その上にさらに大きい中規模警察署ができますので、例えばまず事件が発生したときに、近隣の交番駐在所から警察官が急行いたします。続いて、分庁舎からも警察官が急行すると。さらに3段階目として、中規模署が再編された。そこから例えば刑事部や交通部、専務部隊などがおりますので、そこからさらに派遣されるということで、トータルで考えますと、対応が厚くなっていくのではなかろうかと思っております。ですので、そういった形で

の説明も可能かと存じます。

**鍋嶋委員** それでは、そのように、より安全になるということ、また伝えていきたいと思えます。

**大門委員** 今議会もそうですし、最近の議会を見ても、キャリア教育に対する話題が多くなってきたと思っております。この人口減少により人手不足が加速する中で、どうやって子供たちに職業観を伝えるのかということが、より重要になってきたと思っております。

そういった中で、私から何点か質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

先日、滑川高校であるすし職人の方が、キャリア教育ということですし作り体験を海洋科の2年生を対象に開催されました、私も見てまいりました。どうして開催に至ったかと言いますと、「寿司といえば富山」という話もありますけれども、すし職人が減ってきている中で、この中から一人でもすし職人が出てきたらいいなという思いで、身銭を切って開催をしたという状況であります。子供たちは本当に楽しそうに魚をさばきながら、最後はすしを握って自分たちで食べるということを行い、子供たちにも非常にすばらしい体験になったと感じてまいりました。

ほかにもそういったキャリア教育を行っている団体は、複数あると思っております、私の所属する滑川青年会議所でも、昨年、こういったキャリア教育を開催いたしました、私も政治家についてお話をさせていただきました。大変政治家も人気のない職業になってきたところでもありますけれども、アンケートを見ますと、将来そういった職業も選択肢の一つだと書いてあり、非常にやってよかったと感じたところでもあります。

行政でも14歳の挑戦やインターンシップ事業など、いろいろと行っています。これらの活動を通しまして、子供た

ちが地元の企業の魅力を知り、自分の選択肢を大きく広げ、自分の特性を考える機会であるというのが、このキャリア教育であり、大変意義深いものだと思っております。

そうした中で、御存じのとおり、富山県も人口減少で、子供たちも大変減ってきています。昨年生まれた人数が5,078名だったと思っておりますが、大変減少しており、生産年齢の人口も非常に縮小してきておりまして、富山県の大きな課題であります人手不足が、慢性的になってきています。やはりこうした地元の企業のことを知ってもらう、そして、将来、一度地元を出るかもしれないですけれども、地元にはいい企業があるのであれば、戻ってきたいなど思ってもらえるようにキャリア教育で、地元愛を育み、地元の企業と子供たちをつなぐということは、私は非常に重要になってきていると思っております。人手不足が加速をする中で、このキャリア教育の重要性について、どのように捉えているのか、中崎教育次長・教育みらい室長にお伺いしたいと思います。

**中崎教育次長・教育みらい室長** 県教育委員会では、教育大綱などでキャリア教育の推進を重点的、優先的に取り組む施策の一つとして位置づけておりまして、将来、子供たちが社会的、職業的に自立し、自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するための力を身につけられるよう、発達の段階に応じたキャリア教育に取り組んでいるところでございます。

御指摘のとおり、本県でも人口減少が進む中、子供たちが地元企業の魅力を知り、将来的に地元での職業選択につなげていく地域と連携した取組も重要であると捉えております。これまでの具体的な取組といたしましては、小・中学校では、多くの学校で総合的な学習の時間などを活用しまして、地域で働く講演会や企業見学の実施、地域や産業

への理解を深める活動を行っております。このほか、14歳の挑戦におきましては、地域や企業の協力を得ながら働くことの意義や勤労観を学び、自らの生き方を考える機会を設けております。

また高校では、社会へ羽ばたく17歳の挑戦におきまして、企業での体験活動などを実施しておりますほか、先輩からの進路選択の理由や動機、就職後の体験談を聞く、座談会の実施——今ほど御紹介いただきました滑川高校の出前講座で大門委員御自身の経験を語っていただくことなどをしてしております。そういったことを含めて、地元企業の理解を深め、地元就職について考える機会としているところでございます。

これらの取組を進めるに当たっては、地域の協力を得ながら職業体験の機会を充実することや生き方を学び取る、プロセスを学ぶキャリア教育の視点を取り入れることも必要であると考えております。

今後とも子供たちが積極的に社会に参画し、地元での就業も視野に入れた自分の生き方や働き方を自らの手で具体的に描くなど、義務教育段階から教育活動全体を通したキャリア教育の充実を努めてまいりたいと考えております。

**大門委員** いろいろな取組が行われておりまして、今ほどの説明では、キャリア教育は重要な事業の一つとっておられたと思っております。

ただ、先日、地方創生商工部会という自民党の部会があり、そこで商工団体の皆さんとキャリア教育について意見交換をさせていただいたのですけれども、いろいろとやっていたら理解した上で、そういったキャリア教育について、もっと強化をしてほしいという意見や、まだまだ物足りない部分があるという話がありました。それは商工会や商工会議所、ほかにも、例えば建設業など、い

ろいろな団体からも似たような話を伺います。ですので、もちろんやっている部分はあると理解しておりますけれども、これだけ人手が不足している中で、どこの団体も言われるのは、若い時期からキャリア教育をもっと強化をしてほしい、若い時代から子供たちに企業のことを知ってもらい、より理解してもらえらるような機会をつくっていただきたいということです。ぜひともそういったところとより緊密に連携をし、今後キャリア教育についてどうあるべきかを考えながら、進めていってほしいのですけれども、キャリア教育のいろいろな企業との連携強化について、どのようにお考えかお聞かせください。

**中崎教育次長・教育みらい室長** 今ほども申し上げましたが、現在、キャリア教育は地域や企業の協力いただきながら、義務教育段階から児童・生徒の発達段階に応じて取組を進めておりますけれども、御指摘のとおり、今後さらに地域産業界との連携をより強化しながら取り組む必要があると考えております。

このため、高校では、社会へ羽ばたく17歳の挑戦におきまして、今年度からであります。職業系専門学科のチャレンジ推進といたしまして、起業、新商品の開発、高度な専門知識、技術の習得、学科間連携などの実践的な取組を、地域産業界の協力を得ながら始めたところであります。こうして専門的な知識などを学んだ生徒は、将来にわたって地元で活躍することにもつながるものと考えております。

このような取組をより充実していくためには、学校だけでなく、地域や企業が持つ強みを生かしたさらなる協力をいただくことが必要であろうと考えております。教育委員会といたしましては、発達段階に応じた職業観の醸成や地域産業界の協力を得ながら、職業体験をする機会の充実に加えまして、知事部局や商工団体などの各種協会との連携

を強化することにより、県内企業や事業所の魅力や強みを生徒やその保護者にも紹介するなど、教育課程の枠組みの中でできることを整理しながら、各学校のキャリア教育の取組を強化できるよう支援してまいりたいと考えております。

**大門委員** ちょっと教えてほしいのですが、商工団体など、いろいろな協会があると思いますが、キャリア教育を考える上で、そういった団体と話し合いながら、キャリア教育について今後どうしていくのか考える機会はあるのでしょうか。

**中崎教育次長・教育みらい室長** キャリア教育を進める会合が、年2回か、1回ありまして、そこで各産業の代表の方に出させていただいて、いろいろな御意見をいただくことはしております。

**大門委員** 分かりました。そこでいろいろな団体の皆さんとも意見交換をしているということでもあります。恐らく私にまだまだ物足りないと言った団体も、さっき見たら会合に名前が入っていたので、いろいろな企業の皆さんと連携をしながら、このキャリア教育の充実についてより進めていただきたいと思います。

連携協定でも私はいいと思っております。例えば商工会議所の青年部など、いろいろな団体がありますけれども、そういった団体と連携協定を結びながら、持続的にキャリア教育をしていくというのも一つあるかと思えますし、コーディネーターも探究学習の中で、地域との連携のため、配置していると思いますが、そういったことの拡充というやり方もあるかと思えます。いろいろな形で、子供たちと地域や地域の企業の皆さんをつないでいただいて、今後、人手不足が加速する中で、より魅力的な企業があるということを伝えられるように、そして子供たちの選択肢

が広がるように、ぜひとも進めていただきたいと思っております。

それはキャリア教育だけではなくて、アルバイトも一緒だと思っております。上市高校でもキャリアバイトという話も出てきております。

議会でも横連携という話が大変多く出てきています。実践して働くということを感じてもらうことは、非常に大事と思っております。今後、富山県人材確保・活躍推進本部も設置されたので、富山県で人材確保をどうしていこうかという話をされる場で、しっかりとキャリア教育やアルバイトの在り方も含めて、話し合っただけで方向性を出していただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

**中崎教育次長・教育みらい室長** まず、アルバイトについてでありますけれども、各高校におきまして、校則等で取扱いを定めております。最終的には各校長が判断するものとなっておりますが、学業や生活への影響を考慮し、原則禁止としている学校が多い状況であります。

そうではありますが、それらに影響がないことを前提に、一定の要件を満たせば許可しているところもあるというのが現状でございます。職業系の県立高校でのアルバイトにつきましても、就職を希望する生徒がその仕事を事前に体験することで、その仕事に対する不安をなくし、やりがいを感じて就職につながる場合もあると考えます。また、職業系の学校に限らず、実際に仕事を体験し、社会の一員として働くことは、勤労の意義や社会の仕組みについて学ぶ機会を得ることになることから、意義があると考えております。

教育委員会といたしましても、人口減少など社会が大きく変化する中で、地域と連携したキャリア教育の在り方やアルバイトの取扱いなどの校則につきましても、時代の進

展を踏まえて、絶えず見直しをしていく必要があります、委員御提案の県人材確保・活躍推進本部などにおいて、各部局とも共有し、必要な議論をしていきたいと考えております。

**大門委員** ぜひそうして連携をしながら、キャリア教育、アルバイトの仕組みも含めて考えていただきたいと思っております。

アルバイトに関しましては、校長先生の判断といえますか、校則によるところではありますけれども、校長先生を見てみますと、大体1年で終わる先生であったり、2年で終わる先生であったり、そんなに長くおられる校長先生はなかなかおらず、改革をしようと思ったら、替わったり退職される方が非常に多いです。ですので、もちろん校則ということで学校に任せるのも一つかもしれませんが、教育委員会として、そうした方向性を決めるのも一つ大事なことだと思っております。

校長先生に聞きますと、教育委員会が決めることと言われ、教育委員会に聞きますと、校長先生が決めることと言われることもよくあるので、やはり全体として、方向性を決めて、人手不足にある中で、今後の子供たちの職業に対する価値観、そして選択肢を広げるという意味で、キャリア教育、そしてアルバイトの在り方をぜひとも検討していただきたいと思えます。

**永森委員** 通告を5問しているのですが、通告した質問に入る前に、1点通告していないのですが、お聞かせいただきたいことがあります。

今日、それこそ補正予算の追加提案がありまして、もう採決も終わったのですが、学校給食のことについて、松嶋課長に確認させてください。

今回、採決になった案件は、学校給食の物価高騰対策の補正予算で、対象は7月から9月分になっていると思っております。

おります。お聞きしたいのは、9月以降の対応をどう考えているかということでありませう。

物価高騰対策は、国の財源によるところが非常に大きいと受け止めていまして、昨年度は、3月末までずっと、物価高騰対策で、学校給食の質の維持についての予算が組まれていたのですけれども、実は今年度は4月から6月は1回切れていたのでせう。切れていて、今、7月から9月はまた再開をする。でも、その後は、どうなるのかということが分からない中で、現場とすると、3か月分だけ来ると言われて、その後の方向性も示されないのに、ではどんな対応をすればいいのかということになってくるかと思っております。

物価高騰による影響を避けて、学校給食の質を維持する必要性が9月から先に向けて急速になくなるということは考えにくいと思っております。予算は3か月分で110万円、昨年は大体400万円ぐらいになっていました。それで、これだけ「こどもまんなか」と言っていて、このぐらいの予算を国からお金がかかるからやるとか、来なかったらやらないというレベルの話ではないのではと思っておりますけれども、何か考えがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

**松嶋保健体育課課長** 今回の補正予算につきましては、今ほど委員がおっしゃられたとおりに、7月から9月分ということになっております。10月以降については、今のところ、未定ということしか申し上げられない状況でございます。

**永森委員** これ以上聞くような話ではないと思ひています。ただし、今9月補正等々に向けて、恐らく議論が始まると思ひております。この辺りについては、強く財政当局に対して必要性を訴えていただきたいということをお廣島教育長にもお願い申し上げて、通告に従っての質問に移らせてい

ただきたいと思います。

大規模校の設置方針についてです。代表質問、一般質問、予算特別委員会、それぞれでいろいろと質問も出ていたと思っております。まずこの検討会議の中において、大規模校について、構想では2校から3校となっていたのが1校もあり得るのではないかとの声が委員から出たということがありますし、もう一つは、その1校にするという中において、埼玉県伊奈学園総合高校を視察してこられて、その学校は非常に活気があったという発言もたくさん出ていたようであります。

それで大規模校のことが、今、非常に議論になっておりまして、どうしてかということなのです。何で大規模校のことをこれだけ、最初に議論することになっているのかということが、いま一つちょっと理解できていないところもありますし、新時代とやまハイスクール構想における今後の目指す姿の実現に向けた検討方針においても、令和7年度については、大規模の設置方針を、イの一番に決めていくのだと言っておられると思っております。

何でなのかと考えるときに、2月定例会において知事が、まず大規模校というのは、今後の富山県教育の一つの軸になっていく学校なのだと言われております。また、委員会では、丸田課長からも令和20年以降も県内の拠点校とするため、新築で対応したいと言われております。つまり富山県教育の軸であり、富山県教育の拠点である。だから、まずこの大規模校をどうしていくのかを決めていくことによって、それ以降の様々な高校の再編がそこを起点に動き出していくという理解をしていました。この大規模校が拠点であるということについて、2月の委員会でお聞きしていたのですが、ちょっといま一つイメージがつかみ切れなかったというのは、まず1点あります。そして

同時に、拠点校の意味合いについて、その当時、私がかみ砕いて考えていたイメージは、例えば、埼玉県にはいろいろな教育機関があると思いますがけれども、伊奈学園総合高校はそういう拠点校という位置づけの学校なのか、石川県でも大規模校が2つあり、錦丘高校などが大きな学校としてあるのですけれども、果たしてそういった学校は、拠点や軸として中核的な役割を果たしているのかというところについては、何となくイメージに合わないようなところがあるのです。

そこで改めて、富山県教育の軸や拠点とは、どのような役割と考えているのか。また、新築対応との考えに変わりはないのか。丸田課長にまずお尋ねします。

**丸田県立高校改革推進課長** 新時代とやまハイスクール構想基本方針におきましては、大規模校について、複数の学科が併設され、多くの科目から選択履修でき、多様な考え方に接することで、他者と協働して社会参画できる力をより高めることを狙いといたしまして、令和20年度以降も見据え、県内の拠点校として、現在の最大規模以上で設置をし、長期的に使用することも考慮し、新築等で対応することとしており、こうした方向性に対する考えは変わっていないところでございます。

また、2月定例会でもお答えしましたとおり、県立高校では、これまでも学校の枠を超えた課題研究発表会や、探究活動、研究、商品開発や販売などに取り組んできております。こうした学びのネットワークを活用した学校の連携というのは、県立高校の強みでもあり、多様な考え方に接することで、他者と協働して社会参画できる力をより高める観点からも、今後ますます重要になってくるものと考えております。

教員の配置が充実し、多くの生徒が在籍し、施設的にも

充実した大規模校が将来的にこうした学校連携の拠点校としての役割を担うことで、学校同士が連携をした多彩な教育活動が、さらに拡大、充実することにつながり、そして、新時代とやまハイスクール構想の軸といたしまして、構想全体の魅力向上にもつながるものと考えているところでございます。

**永森委員** それで、おっしゃっていることが、全体として、ずっと抽象的な議論のままここに至っているということなのです。具体的な大規模校のイメージというのは、私はそれなりにいつも議論を聞いているつもりですけれども、やはり見えてきていないということでもあります。

まず新時代とやまハイスクール構想においては、大規模校の学科構成というのは、1番スタンダード、2番STEAM教育、3番グローバル教育、4番未来創造—これはスポーツや芸術など、5番地域共創、そして6番職業科の組合せということで目安はついていて、逆に言うところに総合学科は入っていないのです。先般の報道で幕張総合高校の特集を富山テレビさんで組まれておりましたけれども、あれは総合学科の学校でありました。埼玉県立伊奈学園総合高校も選択型普通科といいながらも、どちらかというところ総合学科的な要素が非常に強いというイメージを私は持っているのです。

ここから教育長の2月定例会の答弁でありますけれども、教育長によれば、普通系として探究、グローバル、芸術、スポーツなどで240人から280人、職業系として160人から200人、合わせて400人から480人ぐらいというのが一つの目安になるとの例示をお出しになったと思っております。ただ、例示だからといって、それというのは単なる例示ということではなくて、それはやはり教育委員会の中で一定の議論を重ねながらの、こんなことが考えられるのではな

いかという例示だと私は受け止めました。

この例示から類推されるイメージは、探究やグローバルというのは、やはり進学校にある一つの方向性——今も探究というのがあるのは進学校だけでありますので、探究やグローバルというところからいうと、進学校の役割を含んでいるのではないかと感じますし、スポーツや職業系みたいなところもある。どんな生徒が入ってくるかという、そこである程度勉強したい、スポーツをしたい、芸術をしたい、あるいは職業系の勉強をしたいという、目的が明確になった生徒が入学してくる学校、つまり多様な人がいるのだけれども、それぞれ目的はもう明確になっている生徒が入学してくる学校という、そういうイメージを持ったのです。ところが、伊奈学園総合高校はどちらかというと、入ってからのいろんな学びの選択肢から選んで、そして本当に自分がやりたいことは何なのかということを選んでいく学校とのイメージが強いのです。ですので、2月定例会に教育長が言ったイメージと、今の伊奈学園総合高校のイメージは、若干異なっていると思っています。

そこで、教育長におかれては、この大規模校の学科構成のイメージについて、伊奈学園総合高校に視察に行っておられますけれども、前後で何か考えに変わりがあったのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

**廣島教育長** 2月議会の答弁は今ほど委員から御紹介いただいたとおりでございます。先月、教育委員会の教育委員の皆さんと、伊奈学園総合高校を視察いたしました。これまでも答弁させていただいていたと思うのですが、充実した教員配置の下、ここでは193にも及ぶ広範囲の選択科目が用意されております。学習面で生徒さん方は、自ら何を学ぶか、そしてまたいろいろ部活動も文化系、体育系ともに、多くのものから選択できる、そうした教育環境の中で活力

にあふれていたなということです。

1 学年 20 クラスということで、全てが普通系学科の 7 つの学系という形で、人文、理数等々に分かれております。目的を明確にされているのか、そこで目的をつくっていくのか、そこは両方いる学校ではないかと感じますし、多様な生徒さんがいる学校だと思っています。その辺りはやはり多様な選択肢を提供するという観点から言えば、本県が目指す大規模校の狙いというものを実現されている学校ではないかと感じているところです。

2 月の段階では、そこまでのイメージは持たず、現在ある高校を前提に、多様な選択肢というものを私どもなりにイメージをしていたものでございますが、伊奈学園総合高校を見させていただいて、そういう学校のイメージも加わったと私としては理解しております。普通系学科と職業系学科双方があるというものと、伊奈学園総合高校のような普通系学科のみのもので、そういうパターンはあるのだろうかと、今は考えております。こういったことについては、機会を捉えて、教育委員の皆さんとも、今、議論をさせていただいているところです。

また、先ほどありました今月の検討会議では、大規模校のメリットを最大限に生かすために、より大きな規模というイメージで、県内に 1 校設置してはどうかという御意見もあったところです。東西各 1 校がいいのか、県内に 1 校がいいのか。これはそれなりに両方ともメリットとデメリットがあろうかと思えます。そういった比較もしっかりした上で、生徒さん方にとって、また将来、今後の生徒さんの減少なども見据えていくと、どういった形がいいのか。そういったことも踏まえて、この後もう少し検討していきたいと思っています。

**永森委員** この間大規模校をめぐっては、それこそ人数の話

がまず400人から480人というのが、今の最大規模の320人以上になるということで、ニュアンスは一緒かもしれませんがけれども、やはり少し最初のトーンからは一步緩めたような感じになっており、学校の数も2校から3校から、1校というのもあり得ると変わってきております。

我々議会の声をしっかりと聞いていただいて、また県民からのいろんな声を聞きながら、その時その時でいろいろ変えていくことは当然悪いことではないと思っていますのです。けれども、先ほどからお話に出ていますとおり、大規模校というのは、県内教育の拠点であり、また、そこを起点として高校再編が動き始めていくという最終形の姿でもあることからいくと、今回の大規模校はどうあるべきかということについては、やはり相当しっかりとした議論が必要だと思っています。その上で、今おっしゃったとおり、2月までは現在もある普通科といわゆる職業系などを組み合わせた、そうした学校をイメージしていて、年度が変わり伊奈学園総合高校に行ったら、それも一つの選択肢と感じられたということですがけれども、その両者というのは、学校のイメージとすると、全く違う学校のイメージだと思っているので、それを両方1校ずつ、つくるのか、あるいはもともと大規模校にしようと思っていたのを、もう少し規模を抑えて1校だけつくるのか、そういうことは、連動していると思うのです。大規模校だけではなくて、中規模校以下の学校をどうするかというのと、非常に連動した話だと思っているのと、この大規模校の全体のイメージが、まだ6月末時点で、大きく異なる方向性のうちどちらにするかということが、明確ではないという状況の中で、果たして目標としておられる8月末、つまり9月定例会前までに、大規模校の設置方針を決めていくことに対して、本当にいいのだろうかという少し心配をしているのです。そこ

がしっかり固まって、中規模校との関係性はどうなって、何のために今回の高校再編をやっていくのかという、そういうメッセージみたいなものが、大規模校の設置方針の中から当然出てこないと、私は高校再編全体がうまくいかないのではないかと心配しております。

質問は、そういうことについて、どう思われるか、教育長にお尋ねします。

**廣島教育長** 私どもの情報提供の仕方にも関わってくる話なのかとは思いますが、ちょっと基本的なことから考え方を整理させていただきましますと、今の基本方針では、生徒に多様な選択肢を提供するため、今後必要と考えられる科目内容を、大、中、小、それぞれの規模の学校として組み合わせ、県内にバランスよく配置したいというのが、今の基本的な考え方です。

こうしたことを考えましたのも、高校生や教員へのアンケートで、いずれも学習内容を選択できる仕組みがある学校を望むというのが一番多くありました。

大規模校というのは、そうした声に応え、またはこれまでの本県にない新たな選択肢として、先ほど課長からも答弁しましたとおり、新時代とやまハイスクール構想の魅力向上につながる軸として位置づけられるのではないかと考えております。

今の基本方針は、将来目指す姿から逆算的に配置の姿を考えるとというバックキャストの考え方を取っております。将来の全体像をイメージして議論していくことが必要であろうというところです。県立高校全体の将来の配置の姿を描くに当たりましては、まずはこの多様な選択肢を提供して、軸となる学校であります大規模校の教育内容や設置場所などの方針を固めると。それを今、検討させていただいている状況です。

その後、中規模校、小規模校、今、委員が言われたとおり、大規模校の形が中規模校、小規模校の形にも影響があるということは、おっしゃるとおりかと思えます。中規模校、小規模校も含めた全体像、そして各地に開設する高校の方向性についても検討を進めまして、全体像をお示しさせていただきたい。それが実施方針案という形になるのだらうと思いますが、示させていただいた上で議論させていただきたいという、今後の考え方、進め方を私どもでは持っています。

そうした案について、改めて議会をはじめとして意見を賜って、一つ一つ丁寧に議論していきたいというのが私どもの現状の考えでございます。

**永森委員** では確認ですけれども、大規模校の設置方針と同時に、もう一つの議論となっている各期に開設する学校において、新時代とやまハイスクール構想の方向性も一緒に示されるという考えでよろしいでしょうか。

**廣島教育長** そういう示し方になるか、段階的にまずは大規模校のみの形となるか、これは検討会議の議論の進め方にもよると思えます。ただ、今、委員からの御指摘の最初の1つは、それぞれの情報の出方が遅いのではないかという御意見もあったのかと推察いたします。

そこに対しては私どもとして、どうすればいいのか、また考えていきたいと思うところです。

**永森委員** 情報が出ている出ていないということも、もちろんありますし、議論の熟度がどこまでいっているのかということも含めて、私どももなかなか理解できていないところもありますので、またその辺りも含めていろいろと今後とも議論を重ねさせていただければと思っています。

少し長くなりますけれども、オンラインカジノについて2点質問させていただきます。6月18日に、オンラインカジノ

の広告や宣伝を違法とする改正ギャンブル等依存症対策基本法が成立したと報道されていきました。それでここ最近も、テレビを見ますと、いろいろな方がオンラインカジノで、いろいろと問題があったということが報道されています。そこでまず、オンラインカジノの県内の実態について、古川生活安全部長にお尋ねいたします。

**古川生活安全部長** オンラインカジノの県内の実態についてお答えいたします。

6月18日、改正ギャンブル等依存症対策基本法が成立いたしましたして、オンラインカジノサイトを開設運営する行為や、オンラインカジノサイトに誘導するための広告や書き込み等が違法となりました。

オンラインカジノサイトには、初めは無料で体験できるサービスなどで巧妙に利用者を誘い込む形態も見られ、こうした気軽さから、一般のオンラインゲームでの課金と境界が曖昧になり、犯罪に手を染める自覚がないまま利用してしまうケースがあるほか、海外で合法的に運営されているから利用しても大丈夫、日本には取り締まる法律がないなどの誤った情報により、日本国内では大丈夫といった誤った認識で利用しているケースがあります。

令和2年から令和5年までの間、全国警察が検挙したオンラインカジノに係る事件数の推移は16件、16件、10件、13件でしたが、令和6年は62件、検挙人員は令和2年から121人、127人、59人、107人でしたが、令和6年は279人と、いずれも大幅に増加しています。県内では、令和6年11月に国内から海外のオンラインカジノに接続して賭博した者1名を初めて検挙いたしまして、これまで2件2名を検挙しております。

オンラインカジノはインターネット環境があれば容易に利用できるため、富山県においてもオンラインカジノの違

法性について周知を図っていく必要があると認識しております。

**永森委員** 今年3月に公表された警察庁の実態調査では、オンラインカジノを利用している、あるいは利用したことがあるという方を含めると、約337万人になったという数字が出ております。全国ベースの調査だと思いますけれども、年代別の経験率、つまりやっている、もしくはやったことがある方々が、10代で3.3%、20代で8.7%、30代で6.7%ということで、非常に高い確率と言えると思っております。そして、今ほどもお話がありましたけれども、やはりこういうオンラインカジノに、ある種依存的にはまってしまうと、依存症になって、のめり込んで借金をし、それでまたその借金を返さなくてはいけなくなると、今度は犯罪に手を染めていく一つの入り口になるなど、薬物と似たような経路をたどって、より重大な犯罪に若い方々が手を染めていくという可能性は、非常に考えられる懸念ではないかと認識しております。

改正法においても、オンラインカジノの違法性の周知徹底が盛り込まれておりまして、県警察としても利用が違法である旨の周知について、スピード感ある対応が求められると考えますけれども、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

**古川生活安全部長** オンラインカジノの違法性の周知徹底の御質問についてお答えいたします。

県警察ではオンラインカジノの違法性の周知を図るため、これまでも各種イベントで呼びかけているほか、警察庁が作成したポスターを県民が多く利用する施設等に協力依頼して貼付したり、県警察公式SNSや警察公式アプリとやまポリスへのポスター画像の掲載をしたり、さらには安全情報ネットによるメールやミニ広報誌なども活用いたしま

して、周知に努めているところでございます。

また、委員御指摘のとおり、オンラインカジノの利用が10代、20代などの若年層にも多く見られることから、県警察といたしましては、県内の大学や専門学校に対して、ポスターの貼付による周知を依頼しているほか、大学生に防犯講習をする中で、直接的にオンラインカジノの違法性を訴えることなどにより、周知を図っているところでございます。

今後ともオンラインカジノ利用者等に対する厳重な取締りを行うことはもとより、本改正を機にしまして、家庭、学校、職場、地域などでの教育や広報活動などを通じて、オンラインカジノの違法性をさらに県民に広く周知するよう広報啓発活動をスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

**鹿熊委員** 私からは中学校の部活動改革について、質問をさせていただきます。中学校の部活動を地域移行しようということで議論が始まったのは、多分令和3年度頃ではないかと思っております。その議論と言いますのは、文部科学省のスポーツ庁、文化庁での議論がスタートで、それをもとにしながら全国で取組が始まったけれども、やってみたらいろいろと課題が当然のことながら出てきているということでありまして、今現在、国における議論はどうなっているのかというのが質問の1点目です。それから2点目、富山県において県内の中学校での各市町村教育委員会の取組は、当然、実情によって様々な対応がなされていると思っておりますが、それらを概括して、県教育委員会はどう現状を捉えているのかと、併せて課題はどのようなのかということ。3点目は、令和3年から約数年の経過を踏まえて、これから国で、どういう議論の下で、どういう取組を向こう数年にわたってしていこうとしているのかと。またそれ

を踏まえて、富山県として、どのような役割でこの中学校部活動の地域移行、あるいは地域展開に向かおうとしているのかと。そのあたりを整理したいので質問させていただきます。

まず、この令和5年度から文部科学省における改革推進期間というものが設定されて、その中で県内15市町村教育委員会においては、それぞれ地域の事情に応じて、中学校の部活動の改革に取り組んできたと理解しているのですが、県の教育委員会として、その県内の取組をどのように総括しているのかということと、併せて、課題もいろいろと出てきていると思いますが、課題の洗い出しをどのようにしているのかということをもっとお聞きしたいと思います。五島保健体育課長、よろしく願いいたします。

**五島保健体育課長** 中学校部活動の地域展開につきましては、今ほど委員もおっしゃられましたが、学校数、部員数、活動状況、学校の地理的条件など、市町村を取り巻く環境は様々でありますことから、地域に応じた取組が基本と考えております。

本県におきましては、まずは休日の地域展開を進めることといたしまして、国の委託事業を活用し、今年度は13の市町で実証事業に取り組んでいるところでございます。一部の地域につきましては、休日に加えまして、平日の部活動についての地域展開に向けた取組も進んでいるところでございます。

一方、実証事業未実施の地域におきましても、休日部活動を原則実施せず、地域展開が可能なところから進めるとの決定など、地域の実情を踏まえた様々な検討が行われております。国が定めた改革推進期間は、今年度が最終年度となりますが、県内においては休日部活動の地域展開に向けた取組は着実に進んでいるものと認識をしております。

部活動改革に当たりましては、これまでの実証事業などの取組の中で、市町村では、児童・生徒、保護者などへのアンケート調査の実施、県教育委員会では、市町村からの聞き取りを行うなど、実態把握に努め、指導者の確保、それから謝金等の財源確保などの課題が明らかになっております。このため、県教育委員会では、有識者や関係団体、市町村からなる地域部活動検討委員会におきまして、市町村の取組状況や課題を共有し、課題の解決に向けた検討を行うほか、取組の成果や全国の好事例についても紹介するなど、県全体でのさらなる部活動改革に向け取り組むこととしております。

**鹿熊委員** 今の答弁の中で、地域展開という用語が出てまいりましたが、当初、地域移行というところから始まったと理解しています。国の検討の中で、地域展開という言葉の使い方に変わったということではありますが、その変わった背景も多分あるのだらうと思っております。

今の答弁の中で、13市町においては、国の実証事業か、委託事業でもって取り組んできているということではありますが、他の市町については、今どのような取組をされているのか、確認の意味で、もう1度お願いします。

**五島保健体育課長** 国の委託事業を活用した実証事業につきましては、現在13の市町で行っておるところでございます。残り2つは、国の委託事業を活用した実証事業は行っていない状況ではありますが、それぞれの自治体、地域におきまして、各関係団体、関係機関、教育委員会などが参画します協議会などを設置して、検討を進めているといった状況です。

**鹿熊委員** 国の実証事業を活用すると、どのようなメリットがあるのか、例えば財源について、指導者への謝金などの財源確保はなされていると理解していいのですか。

**五島保健体育課長** はい。今ほどおっしゃられた指導者への謝金、あとは場所の使用料や旅費といったものが基本的には対象になっております。

**鹿熊委員** これから、どうなるのかということだと思っております。令和7年5月16日に文部科学省の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議が設置されておりました。そこで、「～子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて～」と題する最終取りまとめが発表されました。

そこでは、次期改革期間の令和8年度から令和13年度までの6年間において、課題を踏まえながら改革を推進していこうということが、最終取りまとめとして発表されたと理解しております。その内容を問うとともに、その場で地域移行から地域展開という言葉に変わったと私は理解しているのですけれども、背景、趣旨について、併せてお聞きいたします。

**五島保健体育課長** 先月示されました部活動改革に関する国の有識者会議の最終取りまとめでは、来年度からの6年間を改革実行期間と位置づけられております。改革の方向性につきましては、まず休日につきましては、この期間内に原則全ての中学校部活動において、地域展開の実現を目指すこと。一方、平日につきましては、先行して地域展開を進めている実践例などを踏まえて、各市町村において、前期の3年間で実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証などを行い、この中間評価の段階で、改めて取組方針を定め、後期の3年間でさらなる改革を推進していくこととされております。

また、最終取りまとめにおきましては、今ほど委員がおっしゃられたように、地域移行から地域展開というふうに名称変更があったわけでございますけれども、これにつき

ましては、学校と地域を二項対立と捉えるのではなく、従来、学校内の人的、物的資源によって運営されてきた活動を、広く地域に開き、地域全体で支えていくとの部活動改革の理念を明らかにすること。それから、部活動指導員の配置に加え、地域の人的資源や、学校の施設を含む物的資源を活用しながら、地域全体で部活動を支えることによって、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指していくといった意図があるとされております。

この名称変更によりまして、学校は地域の一部として関わりを持つということが示され、少子化が進む中でも将来にわたって生徒が継続的にスポーツ、文化、芸術活動に親しむ機会を確保するという部活動改革の目的が、より分かりやすくなったものと考えております。

**鹿熊委員** 最終取りまとめの内容については、大体、概要は分かりました。それを受けて、富山県において、県はどのような役割を果たしていくかということだと思っております。この最終取りまとめの中では、地方公共団体の推進体制の整備についても、記載されていると理解しております。地方公共団体推進体制の整備について、県の役割を含めてその内容を質問したいと思っております。併せて、この改革推進に当たりまして、国、県、市町村それぞれにおいて、今後解決していくべき課題はあると思っております。それぞれ県の立場でその課題をどう認識しているのかということと、また県として、これからさらに市町村の取組をどう支援していく方針かということについて、お聞きしたいと思っております。

**五島保健体育課長** 最終取りまとめにおきましては、地方公共団体の推進体制の整備として、市町村に対しましては、専門部署の設置や、総括コーディネーターの配置、それから幅広い関係団体が連携、協働しながら一体となった取組

の推進といったことが示されております。また、県に対しては、改革に向けたリーダーシップを発揮し、担当者を対象とした説明会の開催など、市町村に対する必要な支援の実施などが示されているところでございます。

また今後解決すべき課題としまして、受益者負担と国・県、市町村の公的負担のバランスなど、費用負担の在り方などの検討が必要とされております。現在、国において、全国調査が行われておりまして、夏頃をめどに受益者負担の金額の目安などが示される予定であると聞いております。

本県においても、これまでの部活動改革の取組におきまして、先ほどもお答えしましたとおり、指導者の確保や謝金等の財源確保などの課題が明らかになっております。このため、指導者の確保につきましては、人材検索紹介システム——パスネットとやまの活用や、指導者の派遣や運営支援に協力いただける部活動応援企業の募集など、地域全体でクラブ活動が運営できる仕組みをさらに周知普及していきたいと考えております。

また、部活動改革に必要な財源措置につきましては、引き続き国に要望するとともに、先ほど申しました費用負担に関する国の調査の結果や、国の対策の動向を注視したいと考えております。

県教育委員会としましては、国の有識者会議で示された改革方針を踏まえ、中学生がスポーツ、文化、芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、市町村教育委員会や関係団体と連携を密にして、部活動改革に取り組んでまいります。

**鹿熊委員** しっかり取り組んでいただきたいと思っております。この流れは変わらないと思います。生徒の減少の中でどう運動、あるいは文化活動の機会を生徒に確保するかということと併せて、先生の働き方改革を図っていく

には、今おっしゃったような方向で、しっかりと引き続き取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

**立村委員** 初めに、教育大綱についてお伺いします。教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本的な方針を定めるものであり、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が協議の上、長が最終的に策定するものであります。

現在の第2期教育大綱の計画期間は今年度までであることから、今年度中に次期の教育大綱を策定する必要があるかと思えます。

今後、総合教育会議の場で協議を進めていかれるに当たり、まずは大綱の素案なるものを策定することとなると思えますが、過去2回の大綱の策定の際には、その内容に専門的、総合的な見知からの意見を反映させるため、教育関係者などからなる有識者委員会が設けられ、その委員会での意見をくみ上げ、素案を作成されてきたところと承知しております。

今回はどのような手続を踏むのかと思ひ、先日、開催された総合教育会議の資料を拝見しましたところ、様々な機会を捉えて、意見をもらい集約とされています。教育関係者などの有識者からの意見聴取は、具体的にどのように行われるのか、森安教育企画課長にお伺いいたします。

**森安教育企画課長** 今ほど委員がお話しされましたとおり、富山県の教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて、県が策定するものということになっております。その大綱ですけれども、次期大綱につきましても、県と県教育委員会が足並みをそろえて教育の振興に取り組めるように、教育委員会が所管しております教

育振興基本計画——こちらは教育基本法の規定に基づく計画でございますけれども、この教育振興基本計画としても位置づけて、一体的に取り組むこととしております。

委員がご紹介の総合教育会議の資料では、先月、大綱策定の基本的な進め方といたしまして、1つ目に、総合教育会議を策定の主体として、内容を協議検討すること、2つ目に、県の新しい総合計画との整合性や、新時代とやまハイスクール構想の基本方針、こういったものを踏まえて検討していくということ、それから、3つ目としまして、その協議検討のために委員お尋ねの、有識者等からの意見を聴取することとされております。

この意見聴取につきまして、今、学校や教育関係者、それから保護者の代表、芸術、文化、スポーツなどの関係団体からなる意見交換会を、今後開催することとしております。先ほど言われた有識者会議の代わりになるものかと思えます。また、このほか新しい総合計画の審議会、意見交換会やワークショップ、それから、新時代とやまハイスクール構想検討会議など、県教育委員会が関係する各種会議で得た教育に関する意見を集約しますほか、高校生とやま県議会や知事部局のこども県政モニターを活用しまして、子供からの意見も聴取するなど、様々な角度から幅広く意見をお聞きしていきたいと考えております。

**立村委員** まずは保護者、P T A、芸術・文化関係者、そういった方々等に参加いただいて、意見交換会を開催されるということ、承知いたしました。そして、それに加えて、今おっしゃいましたけれども、総合計画の審議会や新時代とやまハイスクール構想の検討会議などの場でも意見を集約するということかと思えます。

そういった様々な機会で、既存の組織から意見を伺い、それを反映していくというのは、もちろんいいことだと思

いますけれども、当然そういった組織というのは、別の目的を持って設置された委員会だと承知しております。ですから、そういったメンバーの方には、教育大綱というのはいかなるものかということをしつかりと説明し、御理解いただいた上で、その意見を反映していただくといったことになろうかと思えます。

よく知事は答弁の中で、教育大綱は本県教育の礎であるという言い方をされておられると思えます。向こう5年間の本県教育のベースとなるものだと思いますので、ぜひしっかりしたものになることを期待しておりますので、よろしくお願ひします。

次に、交通事故の防止対策についてお伺ひいたします。

まず、歩車分離式信号についてであります。これは歩行者と車等を分けて通行する人と車との交錯をなくす信号システムのこと、スクランブル方式が代表例かと思えますが、そのほかにも歩行者の巻き込み事故をなくすための右左折車両分離方式など、4つの方式があるとのこと。

今年の1月に、警察庁が歩車分離式信号に関する指針を改定し、歩車分離制御の導入を検討すべき交差点の条件が緩和されたところであります。その上で、警察庁から各都道府県警察に対し、歩車分離式信号の一層の整備推進に努めるよう通達がなされたところであります。

そこでお伺ひします。歩車分離式信号の整備促進に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、本県での歩車分離式の信号機の現在の設置状況と併せて、井上交通部長にお伺ひいたします。

**井上交通部長** 歩車分離式信号は、歩行者と車両の進路が交わることはないよう、歩行者が通行する時間と車両が通行する時間とを分離するものであり、歩行者等の安全確保に有効な手段であると考えております。

県内では、本年の3月末現在で、スクランブル方式といわれるものが1か所、歩行者専用現示方式といわれるものが28か所、右折車両分離方式といわれるものは16か所の計45か所に設置されております。

委員御指摘のとおり、警察庁が定める歩車分離信号に関する指針が、本年1月に改定されまして、歩車分離制御の信号機の導入を検討する際の条件が緩和されたところでございます。他方、歩車分離制御を導入することによって、渋滞が悪化し、また新たに渋滞が発生することによって、交通の円滑に著しい影響が及ぶと見込まれる場合や、信号機の待ち時間が増加することによって、歩行者及び自動車等の信号無視を誘発するおそれのある場合も考慮する必要があると考えております。

県警察といたしましては、交差点周辺における交通環境を見極めつつ、歩車分離式制御の導入の効果と影響を総合的に勘案して、その導入の適否を適切に判断してまいりたいと考えております。

**立村委員** 今ほど部長がおっしゃったように、この通達の中にも考慮すべき条件として、渋滞が悪化するおそれがあることや、信号無視を誘発するおそれがあることなどがあり、それは確かにそうだと思います。そういった弊害もありながらも、交差点の危険性の緩和との比較衡量というのが大事になってくると思っております。

今定例会では、信号の老朽化の問題等もあり、信号の新設、老朽化対策の信号機に関する質問が数多くなされたと記憶しておりますが、それにはコストがついて回ります。

ここで確認のためお伺いするのですが、この歩車分離式信号への切替えに当たっては、システムを変えるだけであって、現在、使用中の信号機をそのまま使うことができるという認識でよろしいでしょうか。

**井上交通部長** 基本的には使用できる形になるのですが、けれども、ちょっとここで費用等を御紹介したいのですが、設置場所や既存設備での対応の可否は状況等により異なりますけれども、主道路と従道路の双方に整備した場合は、今ほど申し上げたスクランブル方式でありますと、450万円から1,400万円で、歩行者専用現示方式でありますと、50万円程度から1,300万円程度、右折車両分離方式でありますと、700万円程度から1,200万円程度、こういった費用がかかることになります。

**立村委員** ただ、恐らくは信号機丸々1基新設するよりは、安価な金額ではなかろうかと思いますが、そうでもないでしょうか。ちょっと確認です。

**井上交通部長** 新設に至りましては、800万円から1,200万円ぐらいということで、これどちらがということとは言えませんけれども、おおむねこれぐらいの費用がかかるということで、同じような金額になると思います。

**立村委員** いずれにしましても、そういったコストのことも御検討いただいた上で、歩車分離式信号を広げていこうというのは、全国的な流れかと思しますので、また導入促進に向けて検討を進めていただければと思います。

続きまして、自転車運転者のヘルメットの着用についてお伺いします。先日の報道にもありましたが、特に高校生の着用率が悪い状況であります。自転車の交通違反につきましては、昨年11月の改正道路交通法の施行によるながらスマホの罰則強化などに加えて、令和8年4月からは、113種類の違反行為を対象に、青切符による取締りの導入が決定されたところであります。

こういったことの周知や取締りなどと併せて、着用率の低い高校生に対しては、ヘルメットの着用を強く促していく必要があると考えますが、今後どのように取り組んでい

かれるのか、引き続き井上部長にお伺いいたします。

**井上交通部長** 令和6年7月に、各都道府県警察で実施した自転車乗車用ヘルメット着用率調査の結果、富山県は12.5%と全国平均の17%を4.5ポイント下回っております。また、同年に県内で発生した自転車事故の負傷者のうち、中学生は21人中15人、71.4%がヘルメットを着用していたのに対し、高校生は54人中7人、13%の着用であり、高校生ではかぶらなくなる傾向がうかがえるところであります。

そのため、高校生のヘルメット着用率向上が県全体の着用率向上の重要なポイントと考え、サイクル安全リーダーの生徒と連携した広報啓発活動や情報提供を行ったほか、令和5年からは高校生が自主的にヘルメット着用について考える高校生自転車フォーラムを開催しており、今年も高岡高校と魚津高校で開催予定であります。また、関係団体と連携して、県内のプロスポーツチーム選手をモデルに起用したヘルメット着用啓発ポスターや、高校生が考えたヘルメットの着用を促進するピクトグラムデザインのステッカーを作成し、県内各所に掲示するなどのヘルメット着用啓発活動も実施しているところでございます。

委員御指摘のとおり、令和8年4月からの改正道路交通法の施行により、16歳以上の自転車違反者に対しては、交通反則通告制度が適用されることとなるため、県警察といたしましては、県教育委員会や高等学校長協会をはじめとする関係機関、団体と連携し、ヘルメット着用の重要性和交通ルールの遵守、これを周知するための啓発活動に努めてまいります。

**立村委員** 今ほど、高校における自転車フォーラムの開催のお話がありました。過去の答弁を見ておりますと、令和5年12月当時、高岡商業高校において、そういったフォーラムを開催されたと。その際には意見として、先ほどもちよ

っと出ていましたけれども、いわゆる校則での義務化やヘルメット購入の補助制度が効果的といった意見もあったと聞いております。今年には高岡高校と魚津高校でやられるということですが、高校生の意見をくみ上げることも大事だと思います。

この問題に関しては、今ほど部長の答弁にもありましたけれども、県警はもちろんですけれども、やはり教育委員会による学校現場での取組も大事ではないかと思っております。教育委員会の方々も、教育長はじめ今日おられますので、ぜひ私からも、この課題に関しては、県警と教育委員会とが、これまで以上に連携を深めていただいて、取り組んでいていただきたいとお願いいたしまして質問を終わります。

**瀬川委員長** ほかにありませんか。——ないようですので、これをもって質疑・質問を終わります。

## 5 行政視察について

**瀬川委員長** 次に、閉会中継続審査事件の調査のための行政視察について議題といたします。

まず、県外行政視察の実施につきましては、お手元に配付してあります視察案を基本として実施したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**瀬川委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、この決定に基づき、今後事務を進めてまいります。が、視察先との調整において、内容の一部に変更が生じる場合が考えられますので、その変更については委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瀬川委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えており、その実施に当たっての日程調整について、これも委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瀬川委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。—— ないようですので、これをもって教育警務委員会を閉会とします。